

市民生活

戸籍・住民基本台帳	109
国民健康保険	111
国民年金・後期高齢者医療	114
保健予防	115
自治振興	120
消費者行政・市民相談	122
交通安全・消防団	123
福島県市民交通災害共済	124
環境保全	125
第2期環境基本計画	128
清掃業務	131
ごみの減量化	134
会津若松市斎場	
・大塚山墓園・市営墓地	135

戸籍・住民基本台帳

戸 籍

◆本籍数・本籍人口 (各年度3月31日現在)

区 分	本 籍 数 (戸籍)	本 籍 人 口 (人)
元年度	55,979	131,063
30年度	56,353	132,462
29年度	56,686	133,553

◆戸籍届出件数 (令和元年度)

届出の種類	届 出		他市町 村から 送付	総 数
	本籍人 届出	非本籍 人届出		
出生	517	342	285	1,144
国籍留保	2	1	3	6
認知	14	1	7	22
養子縁組	95	5	33	133
養子離縁	32	2	13	47
法73条の2	3	0	3	6
婚姻	459	66	815	1,340
離婚	213	13	113	339
法77条の2	92	7	35	134
親権、後見、保佐	8	0	1	9
死亡	1,427	267	338	2,032
失踪	1	0	1	2
復氏	2	1	1	4
姻族関係終了	3	1	0	4
入籍	173	11	73	257
分籍	10	0	10	20
国籍取得	0	1	0	1
帰化	0	0	1	1
国籍喪失	3	0	0	3
国籍選択	0	2	0	2
外国国籍喪失	0	0	0	0
氏の変更	19	1	2	22
名の変更	0	0	1	1
転籍	310	3	275	588
職権訂正	106	0	7	113
法24条の2項の訂正	5	0	2	7
法113条の訂正	2	0	0	2
法116条の訂正	1	0	0	1
続柄の記載更正	1	0	1	2
追 完	1	0	0	1
その他	1	0	4	5
不受理申出	14	7	4	25
計	3,514	731	2,028	6,273

住民基本台帳

◆人口・世帯数 (各年度3月31日現在)

区分	住民基本台帳人口(人)			世帯数
	男	女	計	
元年度	55,980	61,349	117,329	51,750
30年度	56,524	61,994	118,518	51,453
29年度	57,017	62,664	119,681	51,268

◆住民基本台帳届出件数

年 度	元年度	30年度	29年度
転 入	3,612	3,517	3,643
転 出	3,934	3,973	3,918
転 居	4,470	4,511	4,489
出 生	781	819	873
死 亡	1,619	1,507	1,570
修 正 他	16,577	16,763	17,010
計	30,993	31,090	31,503

諸 証 明

◆諸証明取扱件数 (有料分)

種 別	元年度	30年度	29年度
閱 覧	433	99	1,209
戸籍・除籍等 (謄抄本)	35,967	36,077	37,144
住民票の写し	56,234	59,492	61,709
印鑑登録証明	33,960	34,650	36,874
印鑑登録証	3,995	4,105	4,227
臨時運行許可	1,146	1,067	1,197
身 分 証 明	1,215	1,172	1,223
戸籍附票の写し	3,203	3,179	3,036
その他	2,480	2,918	2,671
計	138,633	142,759	149,290

◆施設別諸証明等取扱件数（令和元年度・有料分）

種 別	本庁	湊	大戸	北	南	一箕	東	北会津	河東	コンビニ	合計
関 覧	433	-	-	-	-	-	-	-	-	-	433
戸籍・除籍等(謄抄本)	26,439	405	228	861	1,448	1,433	879	1,615	1,843	816	35,967
住民票の写し	33,833	385	268	2,311	3,869	4,287	1,708	2,472	2,819	4,282	56,234
印鑑登録証明	17,201	381	293	1,618	2,795	2,606	1,235	1,915	2,116	3,800	33,960
印鑑登録証	3,514	25	25	-	-	-	-	208	223	-	3,995
臨時運行許可	1,146	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,146
身分証明	853	15	10	34	73	84	35	49	62	-	1,215
戸籍附票の写し	2,439	5	8	62	111	78	126	121	192	61	3,203
そ の 他	2,022	11	4	40	101	103	51	83	65	-	2,480
計	87,880	1,227	836	4,926	8,397	8,591	4,034	6,463	7,320	8,959	138,633

住居表示整備

町の境界が複雑に入り組んでいたり、地番が順序よく並んでいないなど、土地の地番を住所とする表示方法の弊害を解消するため、昭和40年から実施している。

◆住居表示実施の経過

区 分	新 町 数	旧 字 数	実 施 日	面積 (km ²)
第1次	15	43	昭和40年 2月 1日	2.360
第2次	11	50	40年11月20日	1.890
第3次	15	80	41年 9月 1日	1.780
第4次	9	41	42年 8月10日	1.330
第5次	3 (6)	27	57年 2月28日	0.315
第6次	4	6	59年 2月27日	0.423
第7次	5	6	59年11月26日	0.281
第8次	0 (3)	3	60年11月25日	0.180
第9次	3	4	61年11月 4日	0.323
第10次	3	3	62年11月30日	0.360
第11次	1 (2)	7	63年11月21日	0.220
第12次	3	2	平成元年11月13日	0.200
第13次	5	10	2年11月19日	0.434
第14次	4 (5)	12	3年11月18日	0.264
第15次	1 (3)	8	4年11月16日	0.323
第16次	3	12	5年11月15日	0.409
第17次	2	2	6年11月14日	0.098
第18次	2 (4)	2	7年11月13日	0.149
第19次	3	4	8年11月18日	0.380
第20次	2	3	9年11月17日	0.201
第21次	3	3	10年11月 2日	0.239
第22次	2	2	22年 8月23日	0.168
第23次	1	1	25年 8月19日	0.097
第24次	2(3)	4	28年 8月 8日	0.224
合計	102 (115)	335		12.655

※ ()内は、実施済町名を含む数

◆住居表示整備現況（令和2年4月1日現在）

○ 30,198世帯、63,320人

国民健康保険

本市における国保制度の推移

昭和 32 年の会津若松市国民健康保険条例の可決を受け、昭和 33 年 4 月の機構改革により、「保険課」を設置し、全市域を対象として国民健康保険事業を開始した。

事業開始当初は、加入世帯数 13,006 世帯、被保険者数 61,726 人で、収支決算は、収入 68,480,862 円、支出 59,396,741 円であった。

昭和 58 年には、老人保健法が施行。翌、昭和 59 年からは退職者医療制度が創設され、平成 12 年には介護保険法の施行による介護分保険税の賦課が始まり、平成 20 年度からは、後期高齢者医療制度の創設にあわせ、後期高齢者支援金分が新たに賦課要素として加わるなど、社会構造の変化に合わせ国保制度も大きく変わってきている。

平成 30 年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的役割を担うこととなり、市町村は引き続き資格管理、保険給付、賦課、徴収、保健事業等を担っていくこととなった。

国保加入状況

◆世帯別

区分	総数 (世帯)	国保加入数 (世帯)	国保加入率 (%)
元年度	51,750	16,306	31.50
30 年度	51,453	16,586	32.24
29 年度	51,268	17,087	33.33

◆人口別

区分	総数 (人)	国保加入数 (人)	国保加入率 (%)	世帯当たり被保険者 (人)
元年度	117,329	25,523	21.8	1.57
30 年度	118,518	26,248	22.15	1.58
29 年度	119,681	27,528	23.00	1.61

※ 年度末現在

保険給付の状況

◆療養の給付等

区分	受診件数 (件)	1 件当たり 費用 (円)	1 人当たり 費用 (円)
元年度	441,288	20,657	357,150
30 年度	453,736	20,449	353,490
29 年度	470,290	20,181	344,896

※ 事業年報より算出

◆出産・死亡に対する給付 (円)

区分	出産育児一時金	葬祭費
30 年 4 月～	420,000	50,000
21 年 10 月～	420,000	30,000
21 年 1 月～	380,000	30,000
18 年 10 月～	350,000	30,000

※ 出産育児一時金の支給は平成 6 年 10 月から 1 件につき 300,000 円(助産費と育児手当金が包括され、名称が出産育児一時金となる)

※ 平成 18 年 10 月 1 日より 350,000 円に改正

※ 平成 21 年 1 月から産科医療補償制度に加入している分娩機関での出産の場合 3 万円が加算となる

※ 平成 21 年 10 月 1 日より 420,000 円に改正

※ 平成 27 年 1 月より産科医療補償制度に加入している分娩機関で出産の場合の加算額が 16,000 円となり、出産育児一時金が 404,000 円で合計 420,000 円に改正

※ 葬祭費の支給は平成 4 年 4 月から 1 件につき 30,000 円

平成 30 年 4 月 1 日より 50,000 円に改正

(ただし、平成 30 年 3 月 31 日以前に葬祭が行われた場合は 30,000 円)

国保税率の推移

◆賦課割合

区分	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (%)	平等割 (%)	
元年度	医療	49.40	—	31.06	19.54
	支援金	50.77	—	31.32	17.91
	介護	47.55	—	32.41	20.04
30年度	医療	49.47	—	31.13	19.40
	支援金	50.92	—	31.33	17.75
	介護	48.42	—	31.90	19.68
29年度	医療	50.15	—	30.83	19.02
	支援金	51.80	—	30.88	17.32
	介護	49.55	—	31.25	19.20

◆税率

区分	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	限度額 (千円)	
元年度	医療	7.2	—	20,600	21,400	610
	支援金	2.6	—	7,200	6,800	190
	介護	2.1	—	8,200	6,000	160
30年度	医療	7.2	—	20,600	21,400	580
	支援金	2.6	—	7,200	6,800	190
	介護	2.1	—	8,200	6,000	160
29年度	医療	7.2	—	20,600	21,400	540
	支援金	2.6	—	7,200	6,800	190
	介護	2.1	—	8,200	6,000	160

税額と保険給付費

◆国保税

区分	調定額 (千円)	1人当たり (円)	
元年度	医療	1,472,262	55,313
	支援金	512,619	19,259
	介護	183,962	20,883
30年度	医療	1,525,767	55,030
	支援金	532,607	19,210
	介護	199,218	21,139
29年度	医療	1,623,025	55,912
	支援金	569,162	19,607
	介護	218,547	21,400

◆保険給付

区分	給付費(千円)	1人当たり(円)
元年度	7,785,343	305,032
30年度	7,878,479	300,155
29年度	8,069,305	293,131

◆保険給付費の内訳

区分	療養給付 (千円)	療養費 (千円)	その他 (千円)
元年度	6,720,348	21,748	1,043,247
30年度	6,849,332	26,341	1,002,806
29年度	7,014,788	23,449	1,031,068

※ 国保税については本算定時点(現年度分のみ)

※ 保険給付費は、一般分と退職分の保険者負担分の合計

※ その他は、高額療養費・出産育児諸費・葬祭諸費
審査支払手数料の合計

診療費の状況

区分	種類	件数 (件)	日数 (日)	費用額 (円)	1件当たり 日数(日)	1件当たり 費用額(円)
元年度	入院	5,956	93,540	3,556,017,217	15.71	597,048
	入院外	223,352	303,094	3,014,786,000	1.36	13,498
	歯科	50,826	91,559	630,959,816	1.80	12,414
	計	280,134	488,193	7,201,763,033	1.74	25,708
30年度	入院	6,218	95,136	3,672,149,730	15.30	590,568
	入院外	231,102	316,748	3,022,644,785	1.37	13,079
	歯科	49,635	91,520	618,824,490	1.84	12,468
	計	286,955	503,404	7,313,619,005	1.75	25,487
29年度	入院	6,479	95,951	3,615,287,353	14.81	558,001
	入院外	239,151	329,919	3,070,574,235	1.80	12,839
	歯科	51,614	99,153	659,982,010	1.92	12,787
	計	297,244	525,023	7,345,843,598	1.77	24,713

※ 診療費には、調剤・食事療養・生活療養・訪問看護費は含まない（事業年報より算出）

国民年金・後期高齢者医療

国民年金

◆拠出年金の概要

区分	総数 (人)	現存被保険者数(人)			保険料 免除者数 法免含(人)	受給件数 (人)	年金額 (千円)
		第1号 加入	任意加入	第3号 加入			
元年度	17,338	11,762	126	5,450	5,989	36,511	23,710,171
30年度	18,061	12,093	138	5,830	5,995	36,126	23,378,226
29年度	18,777	12,536	132	6,109	5,966	34,510	21,893,009

◆拠出制年金給付件数

年度	旧国民年金関係						基礎年金関係			
	老齢年金	5年 年金	通算 老齢 年金	障害 年金	母子 準母子 年金	遺児 年金	寡婦 年金	老齢 基礎 年金	障害 基礎 年金	遺族 基礎 年金
元年度	538	14	357	56	1	0	22	34,266	968	289
30年度	652	14	434	60	1	0	18	33,711	964	272
29年度	789	14	510	63	1	0	18	33,197	895	264

◆無拠出制(福祉年金)給付状況

区分	老齢年金		障害基礎年金 (障害福祉)		遺族基礎年金 (母子・準母子福祉)		合計	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
元年度	0	0	1,138	990,347,925	0	0	1,138	990,347,925
30年度	0	0	1,127	980,688,750	0	0	1,127	980,688,750
29年度	0	0	1,101	960,295,425	0	0	1,101	960,295,425

後期高齢者医療

◆被保険者数の状況

区分	年度末現在数(人)	年度末総人口(人)	比率(%)
令和元年度	18,854	117,329	16.1
平成30年度	18,839	118,518	15.9
平成29年度	18,613	119,681	15.6

◆医療費の状況

区分	総費用		1人当たり費用	
	金額(千円)	伸び率(%)	金額(千円)	伸び率(%)
令和元年度	15,876,582	3.7	841	2.3
平成30年度	15,317,461	0.3	822	-1.0
平成29年度	15,265,817	3.0	830	1.7

※ 総費用は、保険者負担分と個人負担分の合計

保健予防

医療機関、関係諸団体との連携のもと、健康の保持・増進及び疾病予防、救急医療体制等の整備を図り、市民の健康を支え、守るよう努めている。

母子保健

◆子育て世代包括支援センター事業

健康増進課・こども家庭課・こども保育課の3課でセンターを設置し、母子保健サービスと子育て支援サービスを一体的に提供し、妊娠期から子育て期にわたるきめ細やかな相談支援を行う。

◆妊娠の届出、母子健康手帳の交付

妊娠を届け出た妊婦に対して母子健康手帳を交付する。

◆妊婦健康相談

妊娠中の健康管理ができるよう妊婦健康相談を行う。

◆妊産婦健康診査

妊婦健康診査15回、産後1ヶ月健康診査1回の費用助成を行う。

◆新生児聴覚検査

おおそ生後3日以内の新生児を対象に、新生児聴覚検査受検票により、検査実施医療機関で生まれつきの耳の聞こえについて検査を行う。

◆先天性股関節脱臼等検診

生後3～4か月児を対象に、先天性股関節脱臼等検診票により、随時指定医療機関で診察や股関節のX線撮影などの検診を行う。

◆4か月児健康診査

北会津保健センター、河東保健センターで年30回、身体測定、小児科診察、栄養・育児相談などを行う。

◆9～10か月児健康診査

9～10か月児健康診査票により、指定医療機関で随時身体測定、小児科診察などを行う。

◆1歳6か月児健康診査

北会津保健センター、河東保健センターで年28回、身体測定、小児科・歯科診察、栄養・育児・歯科相談などを行う。

◆3歳6か月児健康診査

北会津保健センター、河東保健センターで年28回、身体測定、小児科・歯科診察、尿・視力・聴力検査、栄養・育児・歯科相談などを行う。

◆産後ケア事業（宿泊ケア・日帰りケア）

市内に住所を有する産後1年未満の母と子が、指定の医療機関・福島県内の助産所等を利用し、疲労回復や母乳相談、育児サポートを受けることができる。

◆乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

市内に住所を有する、生後4か月を迎えるまでの乳児のいる家庭を訪問し、育児に関する不安や悩みの傾聴、相談、情報の提供などを行う。

◆未熟児訪問事業

未熟児で出生した乳児のいる家庭を訪問し、養育上必要な指導や助言を行う。

◆未熟児養育医療の給付

出生時の体重が2,000g以下、または身体の発達が未熟のまま生まれ、入院による養育が必要とする子どもに対して、その治療に必要な医療費の一部を公費で負担する。

◆電話相談・家庭訪問

不安や相談ごとのある方のために、保健師や管理栄養士等が随時相談に応じる。

◆7か月児離乳食教室

北会津保健センター、河東保健センターで月1回ずつ、離乳食のすすめ方と歯の手入れの方法・日中の遊び方の話、身体測定、個別相談などを行う。

◆わんぱく相談

主に健康診査を受診し、発育発達に心配がある方を対象に月3回小児科医師、栄養士、臨床心理士、言語聴覚士、保健師等が相談に応じる。

◆5歳児発達相談事業

5歳児を対象に誕生月の前後1か月頃に発達相談質問票を送付し、回収後、内容に応じて保健師が支援し、必要時、わんぱく相談を勧奨する。

◆子どものむし歯対策事業（フッ化物洗口事業）

4～5歳児及び小学生を対象に、在籍する認可保育所、認定こども園、幼稚園、小学校等施設の実施希望により、フッ化物洗口（フッ化物溶液によるぶくぶくうがい）を行う。

成人・高齢者保健

◆健康手帳の交付

健康診査の結果や健康相談、また医療機関で指導されたことなどを記録し、日常の健康管理に役立てると共に、受診時などの参考にするため、健康手帳を交付する。

◆健康教育

健康づくりに対する意識の高揚及び知識の普及を目的とした教室を開催し、生活習慣の改善を支援する。

◆健康相談

個人の心身の健康に関する相談に応じる。

◆健康診査

●特定健康診査及び健康診査

40歳から74歳の国民健康保険被保険者及び後期高齢者医療被保険者、40歳以上の医療保険未加入者を対象に、身体計測、腹囲測定、尿検査、血圧測定、医師の診察、血液検査（肝機能・脂質・糖の検査）等を行う。

●特定保健指導

特定健康診査の受診結果で一定の条件にあてはまる方に対し、生活習慣改善に向けての支援を行う。

●肝炎ウイルス検診

40歳以上で今まで肝炎ウイルス検診を受診したことがない方を対象に、B型及びC型肝炎ウイルス検査を行う。

●胃がん検診

40歳以上を対象に、胃透視検査、または胃内視鏡検査を選択して行う。（胃内視鏡検査は原則2年に1回の検診）

●子宮頸がん検診

20歳以上の女性を対象に、子宮頸部の検査を行う。（2年に1回の検診）

●乳がん検診

40歳以上の女性を対象に、マンモグラフィ検査を行う。（2年に1回の検診）

●前立腺がん検診

50～74歳の男性を対象に、血液検査（PSA検査）を行う。（2年に1回の検診）

●大腸がん検診

40歳以上を対象に、問診、便潜血検査（2日間法）を行う。

●肺がん検診

40歳以上を対象に胸部レントゲン検査、50歳以上で喫煙指数（1日喫煙本数×喫煙年数）600以上を対象に喀痰検査を行う。

●骨粗しょう症検診

60歳、65歳の女性を対象に、集団検診でQUS法（超音波）による踵骨（かかとの骨）の超音波測定を行う。

◆訪問指導

健康診査等で健康管理上訪問指導が必要な人に対し、保健師、管理栄養士等が訪問し、健康管理及び療養等について助言指導を行う。

◆食生活改善推進員養成及び育成

生活習慣病予防及び食育推進のために欠かすことのできない食生活改善活動を、市民と共に、また、地域の課題として共有し、その解決に向けて取り組むために食生活改善推進員を養成し、その活動を支援する。

<令和元年度>

・養成及び育成支援事業

研修 15回 延人数 130人

・市食生活改善推進協議会員数 112名

・活動実績

集会・対話訪問 657回 延人数 19,382人

各種検診・相談事業等の状況

◆健康教育

区分		元年度	30年度	29年度
成人・ 高齢者	回数	62	58	57
	人数	1,521	1,411	1,448
妊婦・ 乳幼児	回数	26	26	36
	人数	596	633	1,055
合計	回数	88	84	93
	人数	2,117	2,044	2,503

◆健康相談

区 分		元年度	30年度	29年度
妊産婦(窓口相談)		740	756	773
成人・ 高齢者	回数	—	—	—
	件数	162	198	159
乳幼児	回数	34	24	23
	件数	180	166	151
合 計	回数	34	24	23
	件数	1,082	1,120	1,083

◆各種検診受診者数

(単位：人)

区 分		元年度	30年度	29年度
結核検診		7,262	3,126	3,077
子宮がん検診		3,706	3,834	3,793
胃がん検診		5,263	6,015	6,437
乳がん検診	マンモグラ フィ	2,732	2,722	2,876
肝炎ウイルス検診	B型	334	352	323
	C型	326	346	324
肺がん検診	肺野	9,281	4,554	4,602
	肺門	290	264	235
大腸がん検診		8,273	8,491	8,771
前立腺がん検診		976	1,053	933
骨粗しょう症検診		498	549	487
妊産婦健康診査(延)		10,446	10,249	11,159
新生児聴覚検査		769 (97.0)	800 (97.7)	846 (97.0)
先天性股関節脱臼等検診 (受診率%)		753 (95.1)	768 (92.4)	851 (92.2)
4か月児健康診査 (受診率%)		784 (98.9)	816 (98.2)	908 (98.4)
9～10か月健康診査 (受診率%)		733 (92.6)	772 (92.2)	876 (94.2)
1歳6か月児健康診査 (受診率%)		819 (97.0)	904 (96.6)	864 (97.3)
3歳6か月児健康診査 (受診率%)		771 (97.5)	896 (94.5)	922 (96.7)

◆特定健康診査

年度	対象者(人)	受診者(人)	実施率(%)
元	20,385	9,499	46.5
30	19,023	8,988	47.2
29	19,651	9,069	46.2

※法定報告数。令和元年度は暫定数(確定は翌年10月末)

◆特定保健指導(初回面接実施者数)(人)

	元年度	30年度	29年度
積極的支援	155	150	154
動機づけ支援	624	609	661
計	779	759	816

令和2年4月末時点

◆健康診査

年度	対象	対象者(人)	受診者(人)	実施率(%)
元	後期高齢者	17,751	5,798	32.6
	保険未加入者	1,652	115	7.0
30	後期高齢者	17,616	5,695	30.8
	保険未加入者	1,654	109	6.6
29	後期高齢者	17,374	5,426	29.8
	保険未加入者	1,624	108	6.7

◆訪問指導件数(延べ件数)

区 分		元年度	30年度	29年度
成 人		1,297	1,501	1,351
母 子	乳 幼 児	546	521	480
	妊 産 婦	389	319	301
	そ の 他	19	19	9
合 計		2,049	2,360	2,141

◆乳児家庭全戸訪問事業

年度	対象者(人)	訪問数(件)	実施率(%)
元	790	744	94.2
30	833	790	94.8
29	876	832	95.0

※当該年度内の対象者に対する訪問数。

そのため、次年度に訪問を実施した数も含む。

市民医療事業

市民が、いつでもどこでも安心して医療を受けられるか否かは、市民生活にとって極めて重要なことであり、市は夜間急病センターを開設したほか、会津若松医師会と各医療機関の協力のもとに休日当番医制及び救急医療病院群輪番制を実施し、市民医療対策に努めている。

◆会津若松市夜間急病センター

医療機関が休診となる夜間の医療体制を確保するため、医師会会員参加による事業として、1年を通して夜間急病センターを開設している。

- 開設 昭和54年5月23日
- 診療科目 内科、小児科系
- 診療日 年中無休
- 受付時間 午後6時30分～午後10時30分
- 診療時間 午後7時から診療が終了するまで
- 当番医数 内科、小児科系1名
- 従業員数 看護師1～2名、事務員1名
- 診療状況

区分	元年度	30年度	29年度	
受診者総数(人)	3,382	3,087	3,515	
1日平均受診者数(人)	9.2	8.4	9.6	
性別別 内訳 (人)	市内	2,565	2,313	2,656
	市外	817	774	859
	男	1,673	1,567	1,787
	女	1,709	1,520	1,728
	内科系	1,340	1,153	1,273
	小児科系	2,042	1,934	2,242
	その他	0	0	1
二次病院転送者数(人)	73	59	81	

◆休日当番医制

日曜、祝日の昼間における診療を行うため、昭和48年6月から医師会が実施主体となって医師会会員参加による休日当番医制を当番制で実施している(令和2年4月現在、内科系1医院、外科系1医院)。昭和51年4月より歯科医師会も加わった診療体制となった。

5月連休やインフルエンザの流行時期等は、小児科枠を設けた診療体制となり、内科系、小児科、外科系、歯科の4医院の運営となる。

診療時間は、午前9時から午後5時まで(歯科医院は午前10時から午後4時まで)。

◆救急医療病院群輪番制(二次救急医療病院群)

日曜祝日、夜間における初期救急医療の後方支援として、3病院が輪番制により診療にあたっている。

○救急医療病院群輪番制病院

会津医療センター、竹田総合病院、会津中央病院

感染症予防事業及び衛生業務

◆予防接種

(単位:件)

区分	元年度	30年度	29年度
日本脳炎	4,224	4,597	4,371
二種混合	919	754	890
麻しん風しん混合	1,643	1,738	1,701
四種混合	3,165	3,416	3,656
不活化ポリオ	2	19	90
ヒブ	3,085	3,285	3,484
小児用肺炎球菌	3,143	3,292	3,514
水痘	1,502	1,655	1,592
B型肝炎	2,306	2,399	2,658
BCG	799	818	898
子宮頸がん	5	3	0
高齢者 インフルエンザ	19,577	18,830	18,286
高齢者23価 肺炎球菌	1,331	2,721	2,712

◆感染症予防

感染症発生の予防とまん延防止を図るため、住民の公衆衛生思想の普及に努めている。

また、保健所の指示により、汚染場所の消毒・防疫及びそ族昆虫駆除を行っている。

◆結核予防

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、一般住民に対して定期の健康診断、予防接種法に基づき、乳児に対してBCG接種を行っている。

◆保健委員会

地域住民が健康でいきいきと暮らしていけるよう、ウォーキングの普及や健診受診勧奨を重点活動とし、地区における自主的な健康づくり活動を展開している。

保健委員会は、市内16ブロックの地区保健委員会から選出された役員を中心にウォーク大会や地区

保健委員委員の研修など、健康づくりに関する事業を運営している。

◆狂犬病予防事業

犬の飼い主は、生後91日以上の子犬の登録を生涯1回と狂犬病予防注射を年1回受けさせなければならないことになっており、登録と予防注射の日程を市政だよりに掲載し、かつ個人宛に通知するなど、100カ所余の会場を設定し実施している。

○予防注射実施状況

区 分	元年度	30年度	29年度
登 録 頭 数	4,274	4,364	4,464
予防注射実施頭数	2,944	3,060	3,105

医療機関

◆市内の医療機関

○病院関係

区 分	元年度	30年度	29年度	
総数	病院数	7	7	8
	病床数	2,417	2,417	2,475
療養病床のある病院	病院数	(2)	(2)	(2)
	病床数	(193)	(193)	(193)
一般病床のある病院	病院数	(4)	(4)	(5)
	病床数	(1,678)	(1,678)	(1,736)
精神病床のある病院	病院数	(3)	(3)	(3)
	病床数	(524)	(524)	(524)
結核病床のある病院	病院数	(1)	(1)	(1)
	病床数	(14)	(14)	(14)
感染症病床のある病院	病院数	(1)	(1)	(1)
	病床数	(8)	(8)	(8)

※ () の数値は再掲

○医療関係施設

区 分	元年度	30年度	29年度	
一 般 診 療 所	診療所数	93	93	92
	病床数	76	76	76
歯科診療所	56	56	57	
助 産 所	1	3	3	
薬 局	72	71	74	

健康意識の高揚

◆食育推進計画の推進及び栄養指導関連事業

食を通じた健康づくり、栄養指導、会津若松市食生活改善推進員の養成及び育成事業、食環境の整備などを、健康わかまつ21計画並びに食育推進計画のもとに地域や個人に対して実施している。

区 分	元年度	30年度	29年度
食育及び栄養指導実績人数	6,186	5,931	6,130
会津若松市食育ネットワーク参加団体数	24	21	18
会津若松市食生活改善推進協議会活動数(会員数)	19,382 (112)	16,816 (120)	13,878 (118)
食環境整備事業参加店舗数	81	76	70
食育推進に係るアセスメント指導数	468	358	349

◆こころの健康づくり支援事業(自殺対策)

知識の普及・啓発活動により、一人ひとりの自殺予防に対する知識や対処方法の理解を促進するとともに、相談窓口の充実により、自殺に結びつくような状況にある人の早期発見・早期対応のための取り組みを進める。

また、職員及び市民を対象にゲートキーパー研修を実施し、人材育成を図る。

◆健康まつり

健康で明るい生活をめざして、市民一人ひとりが日常生活のなかで、積極的に自らの健康づくりに取り組んでいくことができるよう、健康づくりの啓発普及を図り、健康なまちづくりの推進を目的として文化センターで開催する。

主催は、会津若松市健康まつり実行委員会。

自治振興

戦後における地方自治の根幹をなすものは住民自治であるといわれる。しかし、核家族化に象徴されるように、家族構成や社会構造の変化が地域社会に及ぼす影響は大きく、従来とは異なる意味での種々の問題点が指摘される現状となっている。

このような状況を踏まえ、本市では地域コミュニティづくりに重点を置き、町内会組織の活性化はもとより、地域住民の活動の場である集会所やコミュニティセンターなどを拠点とした住民本位の自主的活動を助長するよう努めている。

町内会

◆町内会の数(令和2年4月1日現在)

町内会数	世帯数	1町内会当り平均世帯数
506	46,889	約93世帯

◆区長の事務

- ・市の作成する広報を目的とした印刷物の配布及び内容の周知に関する事項
- ・特に指示する調査に関する事項
- ・その他特に市長が必要と認めた事項

◆町内会交付金

区長の事務を円滑に進め、市民の福祉を増進するため、町内会に交付金を交付する。

【交付金の額】

79世帯以下	基本額 11,600円 + 750円 × 世帯数
80世帯以上	基本額 12,100円 + 750円 × 世帯数

ただし、町北・高野・神指・門田・東山・一箕・大戸・湊・北会津・日橋・八田・堂島地区における交付金の額は下記のとおりである。

59世帯以下	基本額 12,600円 + 750円 × 世帯数
60世帯以上	基本額 13,300円 + 750円 × 世帯数

各種補助金

◆集会所整備事業補助金

【補助対象要件】

- ・地域コミュニティ活動の発展を図るため、地域自治活動や地域住民の相互交流の場として活用し、町内会等が主体的に設置・管理できる集会所の整備であること。

【補助対象事業】

- ・集会所の新築、購入、増改築、修繕及び改修

【補助率】

- ・集会所整備に要する経費のうち、補助対象となる経費の100分の30以内の額

【補助限度額】

- ・320万円

◆防犯灯補助金

【補助対象要件】

- ・町内会が道路、公園などに防犯用として設置し、維持管理するものであること
- ・広告灯、看板灯及び装飾灯を除いた常夜灯であること

【補助率】

- ・設置に要する経費の2分の1以内の額で、1灯につき15,000円を限度とする。(ポール付きで新設する場合30,000円)
- ・電気料に対する補助金は、1灯につき年額1,000円とする。

コミュニティセンター

◆概要

各施設の指定管理者と連携し、適切な維持管理に努めるとともに、コミュニティセンターを拠点とした地域活動や住民相互の交流を活発化させ、地域社会の連帯意識、自治意識の高揚を図ることができるよう取り組む。

◆管理運営

会津若松市コミュニティセンター条例に基づき、非公募での指定管理者の指定を行っており、地元の各種団体選出の役員等で構成される団体が指定管理者となっている。

◆現有施設

【行仁コミュニティセンター】

- ・供用開始年月日 昭和 58 年 1 月 4 日
- ・敷地面積 1,061.21㎡
- ・床面積 584.79㎡
(1 階) 307.54㎡
(2 階) 277.25㎡
- ・構造 鉄筋コンクリート造 2 階建
- ・事業費 101,052 千円

【日新コミュニティセンター】

- ・供用開始年月日 昭和 61 年 5 月 10 日
- ・敷地面積 1,168.69㎡
- ・床面積 449.16㎡
(1 階) 302.64㎡
(2 階) 146.52㎡
- ・構造 鉄筋コンクリート造 2 階建
- ・事業費 149,065 千円

【城北コミュニティセンター】

- ・供用開始年月日 平成元年 4 月 14 日
- ・敷地面積 1,220.00㎡
- ・床面積 493.24㎡
(1 階) 352.90㎡
(2 階) 140.34㎡
- ・構造 鉄筋コンクリート造 2 階建
- ・事業費 163,378 千円

【城西コミュニティセンター】

- ・供用開始年月日 平成 2 年 5 月 1 日
- ・敷地面積 1,619.72㎡
- ・床面積 498.44㎡
(1 階) 320.93㎡
(2 階) 177.51㎡
- ・構造 鉄筋コンクリート造 2 階建
- ・事業費 128,715 千円

【松長コミュニティセンター】

- ・供用開始年月日 平成 7 年 8 月 19 日
- ・敷地面積 1,997.41㎡
- ・床面積 866.96㎡
(1 階) 594.96㎡
(2 階) 272.00㎡
- ・構造 鉄筋コンクリート造 2 階建
- ・事業費 373,493 千円

【真宮コミュニティセンター】

- ・供用開始年月日 平成 5 年 4 月 1 日
- ・敷地面積 1,754.00㎡
- ・床面積 547.90㎡
(1 階) 303.46㎡
(2 階) 244.44㎡
- ・構造 鉄筋コンクリート造 2 階建
- ・事業費 221,756 千円

【鶴城コミュニティセンター】

- ・供用開始年月日 平成 20 年 4 月 1 日
- ・敷地面積 1,046.14㎡
- ・床面積 450.33㎡
- ・構造 鉄筋コンクリート造平屋建
- ・事業費 119,953 千円

【城南コミュニティセンター】

- ・供用開始年月日 平成 21 年 4 月 1 日
- ・敷地面積 2054.2㎡
- ・床面積 454.01㎡
- ・構造 鉄筋コンクリート造平屋建
- ・事業費 269,858 千円

【謹教コミュニティセンター】

- ・供用開始年月日 平成 22 年 4 月 1 日
- ・敷地面積 1,681.84㎡
- ・床面積 612.00㎡
(2 階) 306.00㎡
(3 階) 306.00㎡
- ・構造 鉄筋コンクリート造 3 階建
- ・事業費 180,930 千円

消費者行政・市民相談

消費者啓発事業

◆市消費生活講座等の実施

健全な消費生活を送るための基礎知識を学習し、消費者の主体性を促進することなどを目的とする。

◆広報の実施

消費者啓発の目的で、悪質商法防止に関するポスターなどを市庁舎、各市民センター等に掲示する。

◆消費生活講座等実績

区分	令和元年度	平成30年度	平成29年度
参加者数	231人	362人	355人

消費生活相談事業

◆消費生活センター

市民の消費生活に関する苦情、または相談に応じ、消費者の利益の擁護及び増進を図る。

- ・所在 栄町5-17(栄町第二庁舎)
- ・電話番号 39-1228(直通)
- ・相談員 2名
- ・相談日 月～金
午前8時30分～午後5時

◆事業活動の経過

- ・昭和53～56年度 県消費生活相談員(在宅)設置
- ・昭和57年4月 市消費生活相談員(在宅)設置
- ・昭和59年3月 市消費生活相談室開設
- ・平成23年4月 市消費生活センター開設
- ・平成28年4月 市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例制定

◆相談実績

区分	令和元年度	平成30年度	平成29年度
総件数(件)	960	932	1,069

市民相談

市民から寄せられた問い合わせ、苦情、意見、相談などを実施対象としている。

相談員は、各専門機関へ依頼しているが、一般的な相談については職員が対応している。

◆相談受付状況(令和元年度)

- ・法律相談 135件(金銭36、不動産21、家事64、その他14)
- ・登記相談 50件(相続27、売買5、境界5、贈与1、名義1、登記6、その他5)
- ・公証相談 13件(離婚0、相続・贈与9、遺言3、任意後見1、その他0)
- ・宅地建物相談 14件
- ・行政書士相談 20件
- ・社会保険労務士相談 6件
- ・人権相談(会津管内) 106件
- ・行政相談 68件
- ・一般相談 134件
(民事) 131件(金銭0、不動産12、家事0、その他119)
(行政) 3件

交通安全・消防団

交通安全

◆交通対策協議会

市の交通安全について、関係行政機関及び各種団体と協議し、総合的、効果的な安全対策を推進し、交通事故の防止と交通の円滑化を図るため、市長を会長として協議会を設置している。

◆交通教育専門員制度

昭和42年に交通指導員制度が発足し、学童、園児を交通事故から守るため、登校の際の安全誘導を行ってきた。平成3年より交通教育専門員と名称を改め、各種交通安全教室を開催し、幼児から高齢者まで幅広い交通安全教育活動、地域における交通安全に関する街頭指導及び安全思想の普及を行っている。

- ・交通教育専門員 15名（令和2年4月1日現在）
- ・任 期 3年

◆交通安全母の会連合会

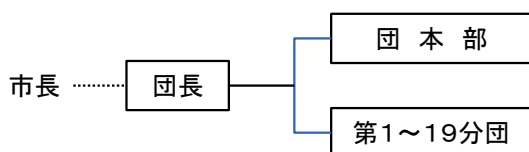
平成元年に、各学校、地域ごとの交通安全団体、母の会が加盟し、全市的な連携を図るため、連合会が組織された。「交通安全は家庭から」を基本に、交通事故防止を広く呼びかけ、交通安全啓発、交通安全教育を推進している。

◆交通事故発生件数（交通白書より）

区分	元年	30年	29年
発生件数	202	254	319
増加率（%）	▲20.5	▲20.4	▲7.5
死者数（人）	6	2	5
傷者数（人）	219	299	371

消防団

◆組織



◆団構成及び設備等（令和2年4月1日現在）

	団員数 (人)	自動車 ポンプ (台)	積載車 (台)	小型動 力 ポンプ (台)	防火水 槽 (基)	消火栓 (基)
団本部	16	0				
第1分団	15	1			8	118
＼2＼	11	1			13	96
＼3＼	25	1			4	101
＼4＼	18	1			11	110
＼5＼	21	1			6	40
＼6＼	74	1		6	4	85
＼7＼	89	1	13	14	29	0
＼8＼	59	1		9	13	241
＼9＼	69	1	1	9	3	35
＼10＼	90	1		9	19	123
＼11＼	97	1	1	10	4	288
＼12＼	88	2	5	13	13	38
＼13＼	61	1		3	4	62
＼14＼	103	1		12	11	83
＼15＼	106	1		18	3	66
＼16＼	67	1		9	6	39
＼17＼	102	1	1	12	15	133
＼18＼	58	1	2	8	5	33
＼19＼	145	1	2	15	12	71
合計	1,314	20	25	147	183	1762

◆団員報酬（令和2年4月1日現在）

職 名	報酬年額（円）／年
団 長	217,000
副 団 長	144,000
総 務 部 長	101,000
総 務 副 部 長	65,000
分 団 長	101,000
副 分 団 長	65,000
分 団 部 長	52,000
分 団 副 部 長	52,000
班 長	35,000
機 関 員	39,000
消 防 員	27,000

福島県市民交通災害共済

この共済は、市民の生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とし、万一交通事故に遭い入院・通院した場合に見舞金を支給する制度である。

会員の資格は、加入時に会津若松市に居住し、住民基本台帳に登録されている者。

共済期間は、4月1日から翌年3月31日までとし、4月1日以降の加入者は、申し込みの翌日から3月31日まで有効。会費は1人500円。なお、4月1日以降に加入した場合も同額である。

◆年度別加入状況

区分	加入者数 (人)	金額 (円)	加入率 (%)
元年度	31,471	15,735,500	26.4
30年度	33,524	16,762,000	27.8
29年度	35,457	17,728,500	29.3

◆共済見舞金等の支給（24年度から等級変更）

1等級	死亡した場合（弔慰金） 1,000,000円
2～10等級	入院・通院実日数に応じて 300,000円～20,000円
重度障害見舞金	自動車損害賠償保障法施行令 第1級又は第2級の障害 300,000円
自転車の自損事故の場合	交通事故証明がない場合、目撃者証明により、見舞金として10等級の額が支給される

※令和2年度より、入院通院日数4日以上が対象。

◆弔慰金・見舞金の支給状況

○総額

区分	件数（件）	金額（千円）
元年度	120	4,690
30年度	155	5,290
29年度	150	5,770

○弔慰金1等級

区分	件数（件）	金額（千円）
元年度	1	1,000
30年度	1	1,000
29年度	1	1,000

○見舞金2等級～10等級

区分	件数（件）	金額（千円）
元年度	119	3,690
30年度	154	4,290
29年度	149	4,770



万が一にそなえて

環境保全

環境都市推進事業

◆環境基本計画推進事業

本市では、平成9年3月に制定された「会津若松市環境基本条例」の基本理念に基づき、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成11年3月に「会津若松市環境基本計画」を策定し、平成26年3月に「会津若松市第2期環境基本計画」を策定した。

今日の環境問題は、従来の公害問題に加え、近隣の騒音や廃棄物の増大など日常生活に起因する都市型及び生活型公害の問題、資源枯渇や砂漠化、温暖化などの地球規模の環境問題など、ますます複雑化の様相を呈している。

こうした状況を踏まえ、「会津若松市第2期環境基本計画」では、自然環境と事業活動、日常生活とが調和した社会を目指すことを目標に掲げ、各種環境施策をより効果的に推進するため、環境に関連する市の諸計画を統合した。この計画を市民・事業者・行政の連携と協働に向けた「懸け橋」として活用し、計画に掲げる「望ましい環境像」の実現を目指していく。（本計画の詳細はP126～128）

◆地球温暖化対策推進事業

地球規模の環境問題である地球温暖化対策を推進するため、平成18年7月に、市の施設から排出されるCO₂の削減を目指し、「地球温暖化対策推進実行計画」を策定した。現在は平成28年9月に策定した「第3期計画」に基づき取組を推進しており、市の全ての施設、全ての事務事業を対象に、令和2年度までに平成26年度比で5.0%温室効果ガスを削減することを目標に掲げている。

従来からの市職員による省資源・省エネルギーの取組、施設利用者に対する意識啓発に加え、公共施設における設備等の適切な管理・点検・運用改善及び設備の改修・更新時の再生可能エネルギーを用いた設備の導入検討等について取組を推進する。

また、省エネ法との関連により、年平均1%のエネルギー使用の改善が求められていることから、計画的に省エネにむけた各施設の設備改修を進めるとともに、適切な設備運用方法を定めた「管理標準」の作成及び運用管理を推進することで、温室効果ガスの削減を目指している。

市では、事業に伴う環境負荷低減の取組を厳格に進めるため、平成13年に環境ISO14001を取得し、現在は独自の環境マネジメントシステムを構築して、より有効で実践的なシステムとなるよう、随時見直しを図りながら、継続的に環境改善に向けた取組を推進している。

また、環境保全に向けた地域全体の取組として、学校版環境マネジメントシステム・家庭版環境マネジメントシステム・あいづわかまつエコ事業所事業を推進している。

◆再生可能エネルギー推進事業

地球温暖化対策推進実行計画を実現するため、市の率先導入として、市施設へ各種再エネ設備を積極的に設置している。市民向けには、平成22年度より住宅用太陽光発電システム設置に対する補助を行っているほか、民間事業者によるバイオマス発電、メガソーラー、風力発電などの各種再エネ設備の設置を支援している。

◆環境活動推進事業

地球温暖化対策や自然環境保全等の啓発のため、地域で長く環境保全活動が続けている事業所や個人を表彰する環境大賞表彰を設け、その活動の輪を広げる取組を進めているほか、平成5年度より毎年、環境フェスティバルを開催しており、より良い生活環境を創出し、豊かな自然環境を次代に継承するとともに、市民の環境保全意識の高揚や環境問題に取り組む市民団体等の交流を図ることを目的として、市民団体等の環境保全活動や企業の環境技術の紹介などを行っている。

自然環境保全推進事業

猪苗代湖の水質は、近年中性化しており、水質の悪化が見られたことから、流域自治体である、郡山市、猪苗代町とともに「猪苗代湖環境保全推進連絡会」を平成12年度に設立し、水環境保全に努めているほか、県や関係市町村、市民と協力して水質向上に向けた取り組みや意識高揚にも努めている。

また、「福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画」の推進のため、猪苗代湖の水環境保全の様々な施策を、庁内各課との連携を強化して取り組むなど、総合的に対策を進めている。

さらに、生物多様性の保全のため、「身近な生き物大図鑑」のホームページへの掲載や自然環境教室の開催等により、身近な自然に触れてもらうことで自然保護の啓発に努めている。

生活環境対策事業

◆公共用水域水質調査

市独自に河川の水質監視、状況把握のため、昭和 48 年度より調査を開始し、毎年継続して実施している。

調査開始当初と比較すると、下水道の普及等により、多くの調査地点で水質が改善され、市街地の河川から姿を消した水辺の生き物が戻りつつある。

水質調査結果に加え、街中でも水辺の生き物が戻ってきていることを市政だより等で公表し、河川の環境保全を啓発している。

○令和元年度の河川等の主な調査地点

湯川水系	9 地点
瀬川水系	3 地点
猪苗代湖及び流入河川	3 地点

○湯川の水質状況 (BOD75%水質値、単位：mg/L)

調査地点	元年度	30 年度	29 年度
上流部(雨降滝)	1.6	1.8	1.6
中流部(烏橋)	1.5	2.3	2.0
下流部(阿賀川合流前)	2.5	2.9	2.4

※ BOD＝数値が小さいほど水がきれい。

※ 75%水質値＝1 年間の測定値のうち、低い方から 75%番目の値

◆非飲用地下水調査

有機塩素化合物（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等）による地下水汚染が全国規模で問題化し、昭和 61 年度から市独自で非飲用の地下水井戸を対象に調査を開始した。

調査の結果、3 地点で検出が認められたが、環境基準を超過した地点はなかった。今後も継続して監視を続けていく。

○調査の概要

区 分	元年度	30 年度	29 年度
調査地点数	9	9	9
検出された地点	3	1	2
環境基準超過地点	0	0	0

◆悪臭調査

市内の悪臭状況を把握するため、悪臭苦情の寄せられた事業所を対象とした調査を、昭和 58 年より開始した。

従来は、測定機器を使った特定悪臭物質の濃度測定のみを行っていたが、平成 12 年度からは、人の嗅

覚を用いた臭気測定法による調査を追加した。

令和元年度は、2 事業所の調査を実施している。

◆自動車騒音調査

自動車交通騒音の実態を経年的に把握し、道路周辺の生活環境保全対策を推進するための基礎資料を得るため、昭和 56 年度から交通量の比較的多い地点や過去に自動車騒音について苦情申立があった箇所などを対象として毎年調査を実施している。

○環境基準（※1）達成状況

区 分	元年度	30 年度	29 年度
調査地点数	6	6	6
全時間帯（昼間・夜間）達成地点	6	6	6
一部時間帯未達成	0	0	0
全時間帯未達成	0	0	0
要請限度（※2）超過地点	0	0	0

※1 人の健康を保護するうえで望ましい基準値

※2 騒音規制法第 17 条の規定に基づき、関係機関（道路管理者又は公安委員会）に対して、対策の要請等ができる基準

◆環境騒音調査

一般地域の騒音に係る環境基準の達成状況を経年的に把握するとともに、騒音対策を推進するための基礎資料を得るため、市内を代表する地点を対象に、昭和 57 年度から毎年調査を実施している。

○環境基準達成状況

区 分	元年度	30 年度	29 年度
調査地点数	6	6	6
全時間帯（昼間・夜間）達成地点	6	6	6
一部時間帯未達成	0	0	0
全時間帯未達成	0	0	0

◆磐越自動車道騒音調査

高速自動車道の沿道における騒音等の実態を把握し、今後の騒音防止対策の基礎資料を得るため、平成 4 年度から毎年調査を実施している。

また、東日本高速道路株式会社に対する騒音対策の要望活動についても、県と合同で実施している。

○環境基準達成状況

区 分	元年度	30年度	29年度
調査地点数	1	1	1
全時間帯（昼間・夜間）達成地点	1	1	1
一部時間帯未達成	0	0	0
全時間帯未達成	0	0	0

○環境に関する苦情の年度別処理件数

区 分	元年度	30年度	29年度
大気汚染	13	11	4
水質汚濁	0	0	1
騒音・振動	16	26	14
悪臭	12	7	7
その他	2	4	3
計	43	48	29

◆環境放射線対策

福島第一原子力発電所の事故により、本市でも、市民への放射線による健康影響や農業などの産業への影響が不安視された。そのため市内の環境放射線詳細調査を実施し、その結果等を放射線の専門家である本市放射線管理アドバイザーに分析依頼したところ、「市民への健康影響は考えられない」との評価をいただき、平成24年6月に面的除染は行わない方針を決定した。

環境放射線対策としては、市民の安心感を確保するため環境放射線量を調査し、市政だより等で公表しているほか、放射線Q&Aのホームページへの掲載や、出前講座により、放射線に関する正しい情報を市民に提供している。

環境に関する苦情の状況

環境に関する苦情は、地域住民の生活環境に密着した問題の一つであり、その適切な処理は、生活環境の保全や公害紛争の未然防止のためにも極めて重要である。

このような観点からも、関係行政機関と協力して公害苦情の適切な処理に努めているが、近年の傾向として、近隣からの騒音や側溝の悪臭など、家庭生活から発生する生活型の苦情が多くなっているほか、野焼きや空き地の適正管理についての苦情も多い。

また、事業活動に伴って生じる苦情については、発生源となっている事業所に対して、適切な対策を指導している。

第2期環境基本計画

計画策定の目的

会津若松市では、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、「会津若松市環境基本条例（平成9年3月制定）」に基づき、環境基本計画を策定することとしており、平成26年3月に「会津若松市第2期環境基本計画」を策定した。

第2期計画の主な特色

- ◆既存の「猪苗代湖水環境保全推進計画」「新エネルギービジョン」「バイオマス活用推進計画」及び新たに策定した「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の4計画を統合し、各計画の効果的かつ効率的な進行管理を図る。
- ◆数値目標を可能な限り明示した。
- ◆市民及び事業者の「環境配慮指針」を示した。
- ◆市民ワークショップや環境意識調査、「新エネルギー等検討会議」による意見等、市民や事業者からの意見を可能な限り取り入れた。

第2期計画の「望ましい環境像」

第2期環境基本計画の「望ましい環境像」は、前計画の基本理念を受け継いだ内容としながら、市民・事業者・行政が連携・協働して、自然環境と事業活動、日常生活とが調和した社会を目指すことに主眼を置き、以下のとおりとした。

土・水・緑 そして 人
共に創るスマートなまち
会津若松

計画の期間

計画の期間は、平成26年（2014年）度を初年度とし、10年後の令和5年（2023年）度を目標年度としている。

平成31年3月には、国や県などの動向をはじめ、市の諸計画やこれまでの取組の進捗状況等を踏まえ、より実効性が高いものとなるよう、計画の中間見直しを行い、「第2期環境基本計画（改訂版）」を策定した。

計画の基本目標と個別目標

「望ましい環境像」を達成するため、4つの「基本目標」と、基本目標の実現に向けた「個別目標」を定めた。

◆基本目標1

「きれいな環境で、安心して健康に暮らせるまちをつくる」

大気汚染、水質汚濁などは事業所ばかりでなく、日常生活からも発生しており、市民が健康で安心した生活をする上で支障となるものについては、未然に防ぐ必要がある。

そのため、事業者や市民が協力し、環境負荷の低減、環境悪化の未然防止などに取り組み、放射線量については今後とも継続的な測定と正確な情報の共有により、市民の不安感の払拭に努める。

個別目標

- 1 空気や水がきれいで安心して暮らせるまち
- 2 環境と生活スタイルが調和した快適なまち
- 3 放射能の不安のない安心なまち

◆主な数値目標と進捗状況（数値は改訂後のもの）

指標	現状値 (H24)	実績値 (R1)	目標値 (R5)
水路への油漏れ事故等の件数	9件	8件	0件
汚水処理人口普及率	79.7%	87.0%	87.9%
放射線の影響を不安に感じる市民の割合	44.8%	31.0% (H30)	0%

◆基本目標2

「緑豊かで、住んでいて心地よく、人と自然が共生するまちをつくる」

本市は、自然環境や水資源に恵まれた地域である。これらの森林や水辺には貴重な野生動植物や様々な生物が生育・生息していることから、貴重な自然環境を守り、生態系の多様性を確保する必要がある。

そのため、多様な生態系を守る活動を推進するとともに、市民との協働のもと、良好な環境の保全活動を推進し、人と自然が共生するまちをつくる。

個別目標

- 1 豊かな自然環境を守り、育てるまち
- 2 美しい里山と農地を守り、活かすまち
- 3 猪苗代湖の水環境を守り、次代に引き継いでいくまち
－猪苗代湖水環境保全推進計画－

◆主な数値目標と進捗状況（数値は改訂後のもの）

指標	現状値 (H24)	実績値 (R1)	目標値 (R5)
森林施業面積	1,347ha	1,945ha	2,267ha
担い手に集積された農用地の面積割合	59.1%	78.3%	78% (R8)
猪苗代湖・流域清掃活動参加者数	514名	463名	600名

◆基本目標3

「地球温暖化を防ぐため、環境と事業活動が調和したまちをつくる」

－地球温暖化対策実行計画（区域施策編）－

豊かな自然や限りある資源を次世代に引き継ぐため、市民・事業者一人ひとりが省エネルギーを意識した行動に変え、再生可能エネルギーの導入を推進しながら地域全体としてエネルギーの効率の高い都市基盤を整備していくとともに、廃棄物を減らして温室効果ガスの排出量の削減に取り組むなど、市民・事業者・行政が一体となって環境と事業活動が調和したスマートなまちを目指す。

この基本目標3を「会津若松市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」とし、市域全体の温室効果ガスを、基準年度である平成22年度の1,018.6千トンCO₂から、計画終了年度の令和5年度までに13.2%削減することを目指す。

個別目標

- 1 再生可能エネルギーの地産地消ができるまち
－新エネルギービジョン・バイオマス活用推進計画－
- 2 みんなでCO₂を減らすまち
- 3 再生可能エネルギーとICTを活用したまち
- 4 「もったいない」が息づくまち

◆主な数値目標と進捗状況（数値は改訂後のもの）

指標	現状値 (H24)	実績値 (R1)	目標値 (R5)
一次エネルギー需要に占める再生可能エネルギーの供給量の割合	39% (H22)	50.6% (H28)	57%
各家庭における節電・節水等の省エネ取り組み率	76%	72.8% (H30)	100%
充電器設置数（一般家庭を除く）	6基 (H22)	33基	40基
1日1人あたりのごみ排出量	1,222g	1,260g	1,031g

◆個別目標4

「環境保全をともに学び、協働するまちをつくる」

本市の美しく豊かな自然などの誇るべき資源を後世に伝え、望ましい環境像を実現するため、市民・事業者・行政等は手を携え、環境に配慮した生活や事業活動などに積極的に取り組む必要がある。

それぞれの主体が環境保全活動に対する意識を高め、行動できるよう、環境教育・学習を推進し、主体間の連携を図り、協働して環境の保全・創造に取り組むまちを目指す。

個別目標

- 1 みんなで考え、みんなで学ぶまち
- 2 協働の輪を広げ、環境にやさしいまち

◆主な数値目標と進捗状況（数値は改訂後のもの）

指標	現状値 (H24)	実績値 (R1)	目標値 (R5)
環境教室参加者数	117名	113名	450名
公園等緑化愛護会数	84団体	77団体	85団体

計画の推進体制

計画を推進し、望ましい環境像を実現するため、庁内における連携を強化することはもちろん、市民及び事業者との連携を強化し、統合的な推進を図る。

◆環境配慮指針（市民・事業者）

市民が日常生活を営むうえで、また、事業者が事業活動を行っていくうえでの、具体的な環境へ配慮した行動を「環境配慮指針」（ガイドライン）として示している。取り組みの難易度によって、ステップ1から3までに分かれており、取り組み状況を確認できるチェックシートとしても活用できる。

◆環境管理委員会（市役所内部の推進体制）

環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、全庁横断的な組織として、副市長を総括者とし部局長により構成する「環境管理委員会」を設置している。この委員会で市内部の連携及び取組の調整を図り、総合的に環境の向上と環境への負荷低減の取組を進める。

◆環境審議会（外部の調査・審議体制）

環境の保全に関する基本的事項等について調査審議するため、「会津若松市環境審議会」を設置している。

この環境審議会は、市民及び学識経験者等で構成されており、市は、環境の状況及び環境の保全について、この環境審議会に対して諮問を行い、意見等を求めている。

清掃業務

一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）

◆一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）

一般廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」）とは、廃棄物処理法の規定に基づき、ごみの発生・排出抑制と適正処理を進めるために必要となる基本的な考え方や方向性を定めるものである。

基本計画は令和7年度を目標年度としており、社会情勢の変化等も考慮した上で、概ね5年で見直しを実施することとしている。

(1) 計画目標年度

平成28年度から令和7年度までの10年間とする。なお、社会状況の変化や諸条件の変動があった場合は、必要に応じ見直しを行う。

(2) 基本方針

① 2Rの推進

リデュース（発生抑制）とリユース（再使用）に力を入れ、ごみの発生抑制を実現することで3R運動の更なる強化を目指す。

② 分別の徹底によるリサイクルの推進

リサイクルの推進により、ごみの最終処分量（埋立て量）の減量化を図り、ひいては財政負担の軽減と自然環境の保全を図る。

③ 相互理解の推進

市民一人ひとりが関心を持ち、日々の生活の中で実践していくため、対話の機会を増やし、ごみ減量化に向けた相互理解を深める。

ごみの減量化に向け、以下の基本方針により取り組みを推進していく。

(3) 計画目標～ごみを減らそう！プロジェクト970～

平成22年度を基準年とし、そこから生活系ごみを20%、事業系ごみは30%の減量化を目指す。

種別	指標	平成22年度実績	目標値
ごみの総排出量	一人1日あたりの排出量	1,222g	970g
ごみの資源化・最終処分量の削減	生活系ごみ排出量（資源物を除く）	640g	480g
	事業系ごみ排出量（資源物を除く） 一人1日あたり	299g	200g
	資源物総分別量	13,038t	13,000t以上

※1. 人口変動の影響を最小限とするため、一人1日あたりの量を基準とした。

※2. 東日本大震災の影響を勘案し、平成22年度を基準年度とした。

※3. 国の指針に基づき、統計指標を一部見直した。

(4) 令和元年度の実績

種別	指標	令和元年度実績	目標値との差
ごみの総排出量	一人1日あたりの排出量	1,257g	287g
ごみの資源化・最終処分量の削減	生活系ごみ排出量（資源物を除く）	650g	170g
	事業系ごみ排出量（資源物を除く） 一人1日あたり	338g	138g
	資源物総分別量	11,752t	1,248t

ごみ処理

生活系のごみ収集は、最終処分施設の延命、さらに資源の有効活用を図るため、7種14分別収集を実施している。

原則としてステーション方式で収集する。各町内会で定めた場所に「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」「資源物」に分別し、「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」「古紙類」は「ごみステーション」に、その他の「資源物」は「資源物専用ステーション」に排出する。「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」は、透明または半透明の袋に入れてから排出する。（袋の容量は45ℓまで）

収集回数については以下のとおり。

分別区分		収集区域	収集頻度
7種	14分別		
①燃やせるごみ	(1)燃やせるごみ	全区域	週2回
	②燃やせないごみ	(2)燃やせないごみ	旧会津若松市
北会津町 真宮新町 河東町			毎月2・4週
③かん類		(3)スチール缶 (4)アルミ缶	旧会津若松市
	北会津町 真宮新町 河東町		毎月2・4週
④びん類	(5)無色びん (6)茶色びん	旧会津若松市 北会津町 真宮新町	毎月2・4週
		河東町	毎月3・5週
	⑤プラスチック類	(8)ペットボトル (9)プラスチック製容器包装	旧会津若松市
北会津町 真宮新町 河東町			毎月2・4週
		全区域	週1回

分別区分		収集区域	収集頻度
7種	14分別		
⑥古紙類	(10)新聞紙	旧会津若松市	週1回
	(11)雑誌・雑がみ	北会津町 真宮新町	毎月2・4週
	(12)ダンボール	河東町	毎月1・3・5・6週
	(13)紙製容器		
⑦粗大ごみ	(14)粗大ごみ	全区域	週1回

生活系ごみの収集運搬は市で、中間処理及び最終処分は一部事務組合の会津若松地方広域市町村圏整備組合環境センターで行っている。

事業系ごみは、原則としてごみ排出事業者が許可業者にその処理を委託するか処理施設まで直接搬入する方式をとっている。

◆ごみ処理手数料

- 生活系ごみ 無料
- 事業系ごみ（処理施設に搬入されたもの）
 - 燃やせるもの 10kgにつき 80円
 - 燃やせないもの 〃 170円
- 犬ねこ等の死体処理 1体につき 1,040円
- 犬ねこ等の死体収集 1回につき 1,040円
（令和2年4月1日現在・消費税を含む）

◆ごみの収集・運搬

- 生活系ごみ（中間処理施設への直接搬入分含む）
（単位：kg）

区分	燃やせるごみ	燃やせないごみ	合計
元年度	26,568,180	2,759,270	29,327,450
30年度	26,522,020	2,816,240	29,338,260
29年度	27,231,320	2,733,290	29,964,610

○事業系ごみ（単位：kg）

区分	燃やせるごみ	燃やせないごみ	合計
元年度	14,736,760	97,420	14,834,180
30年度	14,746,730	18,450	14,765,180
29年度	14,731,160	24,620	14,755,780

○委託状況（令和2年4月1日現在）

区分	燃やせるごみ	燃やせないごみ	資源物
業者数	3社	1社	3社

◆ごみステーション美化事業

町内でごみステーションを新設又は改修した場合に、4万円を限度として経費の半額の補助金を交付する。

区分	件数	補助金交付額（円）
元年度	76	1,597,000
30年度	58	1,503,000
29年度	71	1,521,000

◆収集運搬器材（直営）（令和2年4月1日現在）

車種	積載量（kg）	台数
パッカー車	2,000	2
ダンプカー	2,000	4
資源回収車	2,000	1

給食施設生ごみリサイクル事業

給食生ごみの減量の取り組みのひとつとして、平成23年度から、各給食施設から出される調理くずなどの生ごみを市内2ヶ所の堆肥化処理施設でリサイクルしている。

○令和元年度実績

指標	実績値
処理量（kg）	76,880
小中学生の1人1月あたり 給食生ごみの排出量（g）	860

し尿処理

し尿くみ取りは、旧会津若松市地域では市が民間業者へ委託し、北会津町、真宮新町及び河東町の地域では許可を受けた民間業者（許可業者）が実施している。し尿くみ取り後のし尿は、会津若松地方広域市町村圏整備組合で処理している。

◆ 旧会津若松市地域

市が申込み受付し、利用者の希望に応じてくみ取りを行っている。手数料については、くみ取った量に応じた「従量制」で、市が徴収している。

○し尿くみ取り実施状況

区分	くみ取り量 (ℓ)	くみ取り件数 (件)	委託業者 (社)
元年度	13,170,600	44,333	2
30年度	13,487,400	46,489	2
29年度	15,136,200	50,775	2

◆ 北会津町、真宮新町及び河東町

許可業者が申込み受付し、随時、くみ取りを行っている。くみ取り料金は、許可業者が利用者から直接徴収している。

○北会津町、真宮新町のし尿くみ取り実施状況

区分	くみ取り量 (ℓ)	くみ取り件数 (件)	許可業者 (社)
元年度	849,600	1,974	2
30年度	863,864	2,106	2
29年度	1,027,750	2,225	2

○河東町のし尿くみ取り実施状況

区分	くみ取り量 (ℓ)	くみ取り件数 (件)	許可業者 (社)
元年度	1,958,400	3,298	2
30年度	2,154,420	3,437	2
29年度	2,327,058	3,896	2

○し尿くみ取り手数料(清掃手数料)

洗浄水を利用する「簡易水洗トイレ」の普及による一人あたりのし尿くみ取り量の増加など、世帯毎のくみ取り量に較差が生じていることから、料金体系を、これまでの世帯人数による「定額制」から、くみ取った量に応じた「従量制」に変更した。

(平成29年10月)

<一般世帯>

種別	区分	手数料
基本料金	180ℓまで	1,020円
加算料金	180ℓ以降、180ℓを超えるごとに ※平成32年(令和2年)9月 まで、料金に5,600円の上 限あり。	100円

※ 令和2年4月1日現在・金額は消費税を含む

※ 毎月のくみ取りを基本とするが、申込みにより複数月に1回とすることも可能。

<事業所等>

種別	区分	手数料
基本料金	180ℓまで	1,660円
加算料金	180ℓ以降、180ℓを超えるごとに	160円

※ 令和2年4月1日現在・金額は消費税を含む

ごみの減量化

ごみ減量化推進事業

一般廃棄物処理基本計画におけるごみ排出量の削減目標達成のため、ごみ減量化施策の取組を着実に推進する。

特に発生抑制・再使用に力を入れ、3キリ運動（食材の「使いきり」「食べきり」「水きり」）及びワークショップ、出前講座等による意識改革の施策を優先的に推進し、併せて、リサイクルの各施策を推進するとともに、市内事業者へのごみの適正処理に係る啓発・指導を通じた事業系ごみの削減を図ることにより、年間1人1日あたりのごみ排出量970g（令和7年度目標）を目指す。

◆学校向け・社会人向け出前講座

ごみ減量やリサイクルの大切さを意識づけるため、市清掃指導員が小・中学校や町内会等へ出向き「ごみ減量・リサイクル講座」を実施している。

また、会津若松地方広域市町村圏整備組合環境センターの施設見学に訪れた小・中学生に対しても啓発活動を行っている。

- 令和元年度施設見学：29団体 1,050名
（うち小学校17校894名）
- 令和元年度出前講座：7件 190名
（うち小学校0校）

◆資源物回収（集団回収）

町内会、子供会等で市に登録した団体が資源物回収（古紙、空缶、空瓶等）を実施した場合、回収量に応じて奨励金（可燃物、不燃物とも3円/kg）を交付している。

また、市と協定を締結した業者が登録団体から資源物を回収した場合には、特別奨励金（可燃物、不燃物とも1円/kg）を交付している。

- 令和元年度実施団体数：198団体

◆燃やせないごみからの有価物抽出事業

収集された燃やせないごみ及び粗大ごみ（不燃）を、会津若松再生資源協同組合に搬入し、金属類等の有価物を抽出し、売却している。

- 令和元年度抽出量：800,570kg

◆生ごみ処理機等設置費補助事業

生ごみの減量を図るため、平成23年度から電動式生ごみ処理機のほか、手動式や生ごみ処理容器（コンポスト）等も設置費の補助対象品目に加えた。

補助額は、設置費用の2分の1以内で、限度額は生ごみ処理機が20,000円、生ごみ処理容器が3,000円としている。

○令和元年度生ごみ処理機等補助実績

区分	補助件数
電動式生ごみ処理機	4基
生ごみ処理容器	14基

◆資源物保管庫設置費補助事業

町内会、子供会等の資源物回収実施団体に対し、資源物を一時的に保管できる場所として、また冬期間における資源物回収促進策として、資源物保管庫設置費の補助を行っている。補助額は設置費用の2分の1以内で、100,000円が限度。

- 総補助件数：73件（H6～R元）

◆リサイクルコーナー

リユース（再使用）に関する市民の意識の高揚とごみの減量を図るため、家庭内で眠っているものや不用になったもので再利用が可能なものを、収集・展示し、市民に無償で提供している。「リサイクルコーナー」はごみ処理場内にあり、平日の午前9時から午後4時まで開場している（12時から1時まで昼休み ※入室条件あり）。1世帯につき月1点まで利用することができる。

不法投棄防止対策

平成7年度から、監視員制度を設け、16名の監視員が担当地区を定期的に巡回し、不法投棄の防止及び早期発見に努めている。

環境美化推進事業

平成6年度から、清潔で快適な生活環境を保全、整備するとともに、良好なまちづくりを推進するため及び市民の自主的な環境美化への取り組みを支援するため、市内18地区に設立されている環境美化推進協議会に対し補助金を交付しており、補助額は、1地区15万円を限度額としている。

また、市委嘱による33名の生活環境保全推進員が、担当地区を定期的に巡回し、ポイ捨て、犬ふん放置等に対する指導、啓発活動等を行い、生活環境の保全に努めている。

会津若松市斎場・大塚山墓園・市営墓地

会津若松市斎場

◆施設概要

敷地面積	斎場 2,866.10㎡、駐車場 1,611㎡ 計 4,477.10㎡
建物	告別ホール、炉前ホール、収骨ホール、待合ホール、 待合室 4 部屋、事務室、作業室など、 計 1,241.23㎡
火葬炉	普通炉 4 基、大型炉 2 基、汚物炉 1 基
駐車場	収容台数 46 台

◆利用状況

区分	元年度		30 年度		29 年度	
	市内	市外	市内	市外	市内	市外
大人	1,559	489	1,460	475	1,516	491
小人	3	0	3	0	6	2
死産児	12	5	11	8	12	7
産汚物 (産婦含む)	77	60	82	63	85	64
合計	2,205		2,102		2,183	

◆使用料

(令和 2 年 4 月 1 日現在)

●火葬炉

区分	本市に住所 を有する者	本市に住所 を有しない者
大人(12 歳以上)	5,000 円	40,000 円
小人(12 歳未満)	3,000 円	24,000 円
死産児	1,800 円	16,000 円
産汚物(産婦 1 人分)	300 円	2,000 円

◆補助制度

経済的に困っている方を対象として、斎場利用の際に使用する棺及び骨箱等、搬送車の運行に関する補助金交付制度を運用しています。補助の交付決定を受けると、葬儀にかかる費用に対して最大で 27,000 円の補助を市から受けることができます。

大塚山墓園

◆事業の概要

総面積	236,000㎡ (S47.11.21 都市計画決定)
事業面積	79,000㎡ (S48.5.1 都市計画事業認可決定時)
着工年度	用地買収 昭和 39 年度 墓地造成 昭和 57 年度

◆施設の概要

供用面積	89,100㎡
造成区画数	3,162 区画
事業費	総額 683,999,869 円 墓地造成工事 302,591,860 円 (昭和 57～平成 18 年度)
公園施設	広場、園路
管理施設	管理棟、駐車場、四阿、園灯
給水施設	水飲場 (9ヶ所)

◆永代使用料及び管理料 (令和 2 年 4 月 1 日現在)

永代使用料	1 区画(4㎡)	140,000 円
管理料	1 区画(4㎡)	年額 5,280 円

真宮墓地公園

◆施設の概要

造成区画数	148 区画(うち市有墓地 1)
管理施設	駐車場、四阿
給水施設	水飲場 (1ヶ所)

◆永代使用料及び管理料 (令和 2 年 4 月 1 日現在)

永代使用料	1 区画(4㎡)	120,000 円
管理料	1 区画(4㎡)年額	2,200 円

一本木墓園

◆施設の概要

造成区画数	144区画(うち市有墓地2)
管理施設	駐車場、トイレ、ブランコ
給水施設	水飲場(1ヶ所)

◆永代使用料及び管理料 (令和2年4月1日現在)

永代使用料	A区画(4.50㎡)	45,000円
	B区画(5.20㎡)	52,000円
	C区画(5.94㎡)	59,400円
	D区画(8.40㎡)	84,000円
管理料	A区画(4.50㎡)年額	1,845円
	B区画(5.20㎡)年額	2,132円
	C区画(5.94㎡)年額	2,435円
	D区画(8.40㎡)年額	3,444円

冬木沢墓園

◆施設の概要

造成区画数	363区画(うち市有墓地2)
管理施設	駐車場、トイレ、四阿
給水施設	水飲場(1ヶ所)

◆永代使用料及び管理料 (令和2年4月1日現在)

永代使用料	A区画(4.50㎡)	216,000円
	B区画(6.00㎡)	288,000円
	C区画(9.00㎡)	432,000円
管理料	A区画(4.50㎡)年額	4,680円
	B区画(6.00㎡)年額	6,240円
	C区画(9.00㎡)年額	9,360円
	C区画(6.00㎡)年額	6,240円

大塚山納骨堂

市営墓地の残数減少の補完及び核家族化や少子高齢化など、多様化する現代の墓地への要望に応えるため、大塚山納骨堂を設置した。

◆施設の概要

面積	敷地面積 5,181.70㎡ 床面積 197.20㎡
建物	構造：鉄筋コンクリート造(一部鉄骨) 主な施設：礼拝室、納骨室、参拝所ほか
収蔵数	期限付納骨壇 600基 永年合葬室 900基
竣工	平成21年3月

◆使用料 (令和2年4月1日現在)

期限付納骨壇	89,040円(一体)
永年合葬室	52,380円(一体)
生前登録 (永年合葬室)	52,380円(お一人)

※管理料はなし。